

公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年11月8日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和5年度

部局名：環境部

指摘事項等		措置状況等
指摘事項	財務監査 現金取扱事務 (1) 前渡金整理簿について、前渡金の精算後に廃棄しており、保存されていない。	久留米市文書規程第27条第2項における別表4の保存期間設定基準に基づいた出金管理簿を作成しました。今後は資金前渡期間に関係なく、現金の適正な管理に努めます。
指摘事項	財務監査 現金取扱事務 (2) 市税外現金領収簿等を多数紛失している。	会計室へ紛失の顛末書を提出し、会計室にて紛失の公告をして頂きました。今後は領収簿の受払を確実にまいります。
指摘事項	財務監査 契約事務 (1) 令和5年度予算に係る議決がなされる前に入札を行っているものがある。	令和6年度の入札実施伺を決裁する際に、議決日と入札日に係る整合確認を複数の職員で行い、適正に入札を執行しました。(議決日及び入札日 R6.3.27)
指摘事項	財務監査 契約事務 (2) 入札日から7日目以降に契約書を作成しているものがある。	契約事務に関する再周知や課内での確認を徹底し、適正な事務に努めてまいります。
指摘事項	財務監査 契約事務 (3) 予定価格が10万円以下の契約締結伺いの決裁において、見積書が1者でよい理由が記載されていないものがある。	契約事務に関する作成ルールを確認し課内での確認を徹底し、適正な事務に努めてまいります。
指摘事項	財務監査 契約事務 (4) 請書において、必要な仕様書が備わっていないものがある。	ご指摘を受け、該当の請書について仕様書を添付し一体化しました。今年度の契約においても、同様の対応を行います。
指摘事項	財務監査 契約事務 (5) 契約書において、違約金に係る規定が設けられていないものがある。	契約事務に関する作成ルールを確認し課内での確認を徹底し、委託先事業者と調整を行い誤りがないよう進めてまいります。
指摘事項	財務監査 契約事務 (6) 契約書において、暴力団排除規定に基づく解除の際の違約金の規定が設けられていないものがある。	契約事務に関する作成ルールを確認し課内での確認を徹底し、適正な事務に努めてまいります。
意見	事務監査 前年度、監査意見として、「策定中の久留米市温暖化対策実行計画について、温暖化緩和策としてのエネルギー利用効率化、例えば、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)等の普及、既存建築物の断熱性向上・照明設備のLED化等や、本市の自然条件で可能な再生可能エネルギーの導入、ごみ減量等の施策について、さまざまな主体との協働で推進し、設定目標の達成を可能とする、実効性ある計画とされることを望む。」との趣旨を公表した。 現在の取り組み状況は、庁内プロジェクトを設置し、脱炭素に向けた各分野の施策について検討しているとのことである。 今後、資源価格の上昇や供給不安の発生が想定される中、市有施設のZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)化・断熱改修・照明のLED化等、エネルギー利用効率化及び再生可能エネルギー設備の導入(以下、「同施策」という。)は、エネルギーコスト抑制・安定確保効果に加え、地球温暖化の緩和につながる高いCO2排出削減効果が期待できる施策(以下、「緩和策」という。)であり、市全体の緩和策を先導する意義をもつが、現在まで、積極的に導入できているとは言い難い。その原因は、イニシャルコストの大きさにあると考えられる。 そのため、ランニングコストを含めた長期スパンでのトータルコスト比較を行い、イニシャルコストの大きさにとらわれることなく、その有効性を市として判断することが求められる。気候変動リスクのみならず、将来のエネルギーコスト増大・供給不安発生リスクへの対応策となりうる施策である。 本市は、第三次久留米市環境基本計画における目標実現に向けたまちの姿を「環境先進都市」とするとともに、「2050年までにゼロカーボンシティ」を目指すことを表明している。 同施策について、現在策定中の「久留米市温暖化対策実行計画」(以下、「同計画」という。)の統括部局として、市有施設の建築・設備担当部局等と連携し、市全体の緩和策の先導的施策として積極的に推進されることを期待する。	久留米市温暖化対策実行計画は、庁内組織である「久留米市ゼロカーボンシティ推進本部」での協議を経て、令和6年3月に改定を行いました。この計画では、温室効果ガス削減目標や再エネ導入目標の引き上げるとともに、本市の地域特性等を踏まえ、建築物及び産業の脱炭素化を重点取組として設定しております。 高いCO2削減効果が見込まれる建築物の脱炭素化の一環として行っている市有施設のZEB化につきましては、国の交付金を活用することで改修費用の低減に努めながら令和9年度までに8施設の整備に取り組んでいるところです。あわせて、ZEB化改修後のランニングコストも含めた有効性についても効果検証し、庁内プロジェクトの連携により取り組みを進めてまいります。 なお、令和6年度には、1施設の改修が完了する見込みとなっております。 さらに、これらの効果を民間企業にも波及できるように脱炭素経営セミナーの実施や省エネ事例集等の情報発信によるアプローチを継続的に進め、ゼロカーボンシティの目標実現に向けて、市民や事業者、行政とが一体となった取り組みを一層強化してまいります。